

電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務・工事編】〔島根県土木部〕 及び〔島根県農林水産部〕の改定内容

1. 電子納品対象外業務の一部記述を修正した。（土木部・農林水産部）

【補足説明】

- 対象外業務を明記した。

2. チェックツール導入に伴い一部記述を追加した。（土木部）

【補足説明】

- 「維持管理システム登録用フォルダ」の確認について、従来の目視チェックに加えチェックツールによる確認が可能となったため、「電子媒体の内容確認」と「検査前担当者間事前確認」に項目を追加した。
- チェックツールの使用は必須ではないが、納品前にツールを使用することで、従来の目視チェックよりも効率的に確認が可能となる。

3. 電子成果品の提出方法を全庁共有ファイルサーバーへのデータ移行から維持管理システムへのデータ移行に変更した。（土木部）

【補足説明】

- 令和5年10月よりシステムで保管管理が可能となったため、提出方法を変更した。
- 工事・業務の契約締結日により、電子成果品のデータ移行先が異なることに留意すること。
令和5年9月30日以前 ⇒ 全庁共有サーバー（従前のおり）
令和5年10月1日以降 ⇒ 維持管理システム